

令和 6 年
第 3 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 6 年 6 月 4 日（第 1 日）

令和6年第3回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和6年6月4日（火曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第39号 令和6年度土岐市一般会計補正予算（第2号）	} 別冊
日程第4	議第40号 令和6年度土岐市一般会計補正予算（第3号）	
日程第5	議第41号 土岐市税条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・	1
日程第6	議第42号 土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例について	3
日程第7	議第43号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について・・・・・・・・・・	6
日程第8	議第44号 防災行政無線同報系設備工事の請負契約について・・・・・・・・	8
日程第9	議第45号 土岐市美濃陶磁歴史館解体工事の請負契約について・・・・・・・・	9
日程第10	議第46号 焼却施設3号炉等整備工事の請負契約について・・・・・・・・	10

議第 4 1 号

土岐市税条例の一部を改正する条例について

土岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市税条例の一部を改正する条例

土岐市税条例（昭和３０年土岐市条例第９号）の一部を次のように改正する。
第３４条の２第１項中「若しくは金銭」を削り、同項第９号を次のように改める。

（９） 所得税法第７８条第２項第４号に規定する公益信託の信託財産とする
ために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第５７条中「第６４条第４項」を「第１５２条第５項」に改める。

附則第４条の３を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３４条の２第１項の改正規定及び附則第４条の３を削る改正規定並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和６年法律第３０号）の施行の日の属する年の翌年の１月１日とする。

（市民税に関する経過措置）

第２条 所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定の適用がある場合における前条ただし書の規定による改正後の土岐市税条例第３４条の２第１項（第９号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第９号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）附則第３条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第１条の規定による改正前の所得税法第７８条第３項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議第42号

土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例について

土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年6月4日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市教育支援センターを設置するため、この条例を定めようとする。

土岐市教育支援センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、悩みや困り感を抱える土岐市在住の小学校及び中学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の社会的自立に資するため、土岐市教育支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
土岐市教育支援センター	土岐市肥田町肥田2042番地の2

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童生徒に対する教育相談及び適応指導に関する事業
- (2) 児童生徒の保護者に対する教育相談及び指導助言に関する事業
- (3) 外国人児童生徒等に対する日本語指導に関する事業
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後3時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、センターの休館日を変更することができる。

(使用できる者の範囲)

第6条 センターを使用することができる者は、児童生徒及びその保護者とす

る。

- 2 前項に掲げる者のほか、教育委員会が許可した者は、センターを使用することができる。

(職員)

第7条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(所管)

第8条 センターは、教育委員会の所管に属する。

(遵守義務)

第9条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設、設備等を毀損し、又は汚損しないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- (4) 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指示する事項

- 2 教育委員会は、前項の規定に違反した者がある場合は、当該職員をして、その行為をやめさせることを指示させ、これに従わないときは、センターから退去を命ずることができる。

(損害賠償義務)

第10条 センターを使用する者は、故意又は過失によりセンターの建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がセンターを使用する者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

議第 4 3 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務を変更し、岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のように変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正等に伴い、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約を変更しようとする。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年岐阜県指令市町村第１２６
３号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議第44号

防災行政無線同報系設備工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和6年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 防災行政無線同報系設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1,628,000,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県恵那市大井町字土々ヶ根2628番地の9
中央電子光学株式会社 東濃支店
支店長 土本 裕志 |

議第45号

土岐市美濃陶磁歴史館解体工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和6年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 土岐市美濃陶磁歴史館解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 203,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜県土岐市泉町河合819番地の2
株式会社マルエス産業
代表取締役 酒井 健吉 |

議第46号

焼却施設3号炉等整備工事の請負契約について

市は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和6年6月4日提出

土岐市長 加藤 淳 司

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 焼却施設3号炉等整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 契約の金額 | 260,700,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神奈川県大和市中央林間七丁目10番1号
三機グリーンテック株式会社
代表取締役 高橋 裕樹 |

議 案 付 託 表

付託委員会	議案番号	案 件
総務常任委員会	議第39号	令和6年度土岐市一般会計補正予算（第2号）